連絡文書１

貸金業者の業務の適正な運営の確保について

昭和60年６月27日　事務連絡
全国貸金業協会連合会会長宛

貸金業者の業務運営については、貸金業規制二法に基づき「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」通達（昭和５８年9月３０日付蔵銀第２６０２号）を発出したところであるが、先般、参議院決算委員会において別添のとおり決議がなされたので、この趣旨を踏まえ、貸金業協会の会員に対して法令、通達の一層の周知徹底を図り、貸金業者の業務の適正な運営が確保されるよう傘下貸金業協会に対する指導方よろしくお願いしたい。

（別添）

○　参議院決算委員会決議（昭和６０年6月１５日）

貸金業規制二法が施行されて１年半を経過したが、いまだに過剰貸付けの事例がみられ、返済能力のない一部の債務者に悲惨な事態が生じており、さらに信販会社など複数のクレジット業者から多重・多額な貸付けが行われ、社会的な問題となつていることは遺憾である。

政府は、貸金業規制二法の厳正な運用を図るとともに、クレジット業者の貸付けを含め過剰貸付けが行われないよう指導することにより、関係省庁間の緊密な連携の下に多重債務者の問題の防止に努め、利用者の保護に万全を期すべきである。

連絡文書２

登録更新申請及び業務の方法の変更に伴う変更届出の取扱い等について

昭和61年５月23日　事務連絡

各財務（支）局理財部金融（第１・第３）課長、
沖縄総合事務局財務部理財課長宛

標記のことについて、社団法人全国貸金業協会連合会（以下「全金連」という。）から、傘下都道府県協会に対し、別紙（写）のとおり、「登録更新申請及び業務の方法の変更に伴う変更届出の取扱い等について」文書を発出し、その指導に万全を期している旨の報告がありました。

ついては、貴局管内における全金連及び管内協会の活動につき必要に応じ指導・助言を行うなどご配慮よろしくお願いいたしたい。

６１全金連第１１号
昭和６１年５月１５日

都道府県貸金業協会
協　会　長
業務指導委員長　殿

社団法人 全国貸金業協会連合会
会　長　丸山慶蔵
業務委員長　宮田清晴

登録更新申請及び業務の方法の変更に伴う
変更届出の取扱い等について（依頼）

謹啓　日ごろ全金連の事業活動に多大のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについては、貴協会におかれましてもご配慮されていることと思いますが、別紙記載の各事項について留意し、行政当局とよく打合せの上、登録更新申請及び変更届出の取扱いについて準備されるとともに、協会員の指導に当たられるようお願い申し上げます。

なお、別紙記載事項のうち、登録申請書及び変更届出書の提出時期等の取扱いについては、大蔵省から各財務局（福岡財務支局、沖縄総合事務局を含む）、各都道府県に連絡済みであることを申し添えます。

敬具

（別紙）

1　登録更新申請

法第３条第２項及び省令第５条により「登録有効期間満了の日の２月前までに登録の更新」をすることが義務づけられており、更に通達では、この申請を「協会を通して提出するよう指導する」と定めている。

更新による新たな登録有効期間は、現登録の有効期間満了の日の翌日から開始する。（[例１]参照）

[例１]　登録有効期限と登録更新申請書提出期限

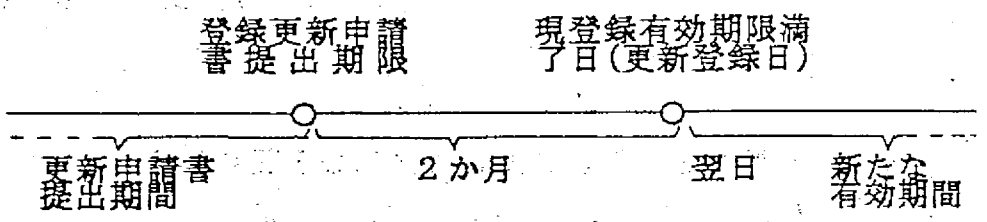

申請が遅れると、有効期間満了日の翌日から登録がされる日までの間の貸付業務ができなくなる（無登録営業）ほか、新規登録の扱いとなるため、登録番号も変わり、括弧内の数字（登録回数）も「１」になるなど、業者にとって不利な事態が生じる。（[例２]参照）

[例２]　登録更新申請書提出期限を過ぎて提出された場合

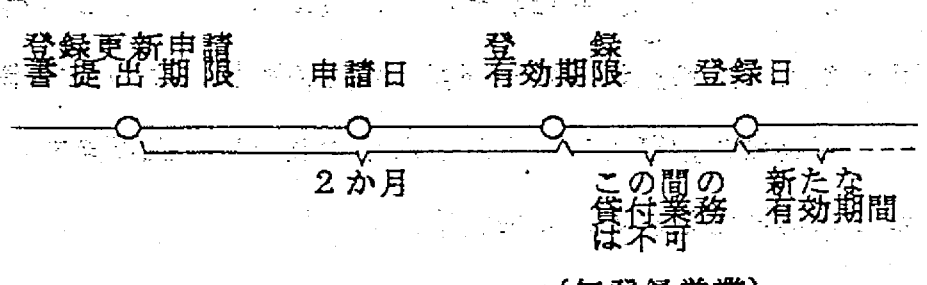

2　金利の変更に伴う変更届出

出資法附則第３項により、昭和６１年１１月１日から貸付上限金利が現行の年７３％から年５４．７５％に引き下げられる。

それに伴い、昭和６１年１１月１日時点において当該金利を超える金利で登録している業者については「業務の方法」に変更が生ずるため、法第８条第１項の規定に基づき、昭和６１年１１月１日から２週間以内に変更届を提出しなければならない。

（１）　現在年５４．７５％を超える利率で登録（変更を含む。）をしている業者が、仮に昭和６１年１１月１日までに利率を５４．７５％以下に変更しなかったとしても、同年１１月１日から５４．７５％以下で営業しなければならないため、必然的に１１月１日が利率変更の日となる。したがって、この日から２週間以内に変更届出書を提出しなければならない。

（２）　現在年５４．７５％を超える利率で登録（変更を含む。）をしている業者が、昭和６１年１１月１日までに５４．７５％以下の利率で登録更新の申請をした場合でも、更新による登録の有効期間の開始が昭和６１年１１月１日以降であれば、変更届出書を提出する必要がある。

したがって、現在年５４．７５％を超える利率で登録（変更を含む。）している業者については、変更届出書を提出する必要が生じることになる。（[例３]参照）

[例３]　変更届出書の提出期限

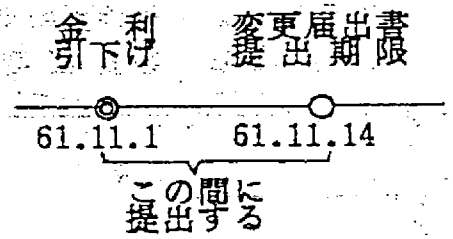

３　協会における登録更新申請書・変更届出書等の取扱い事務

各協会におかれては、登録更新申請書及び変更届出書の受付けに際して、次に掲げる事項を明確にし、協会員はもちろんのこと、協会加入促進を図る方途として非会員に対しても、更新申請を忘れたり遅れたりすることのないよう、文書による連絡や会報・ご入会のおすすめ等を通じ、周知徹底せられたい。

（１）　登録更新申請書の受付期間について

登録更新申請書の受付期間は余裕をもって設定する必要がある。

行政当局は登録更新申請書を昭和６１年６月１日以降の貸金業者が現に受けている登録の有効期間満了の日の５か月前から受理するとのことであるから、それに合わせて協会における受付期間を適宜設定されたい。（次頁[例４]参照）

［例４］　登録有効期限が昭和61年12月１日の業者の場合

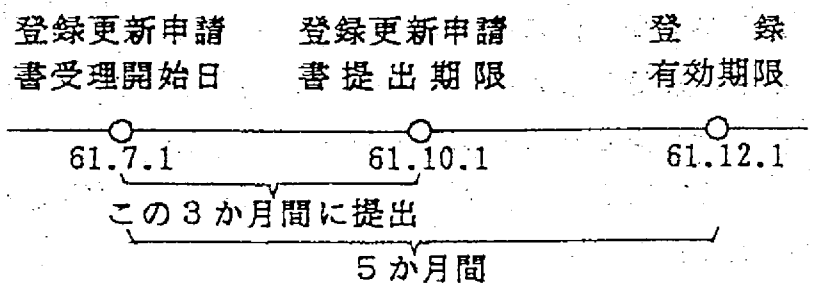

（２）　変更届出書の受付について

登録更新の申請時期と貸付上限金利変更に伴う変更届出書の提出時期とが登録事務上において時期的に近接しているため、昭和６１年１１月１日以後の２週間に協会の受付事務が集中することが予想される。（［例５］参照）

［例５］　登録の有効期限が昭和62年１月14日の業者の場合、本来は下図のＡの期間内に登録更新申請書、Ｂの期間内に変更届出書を提出する必要がある。

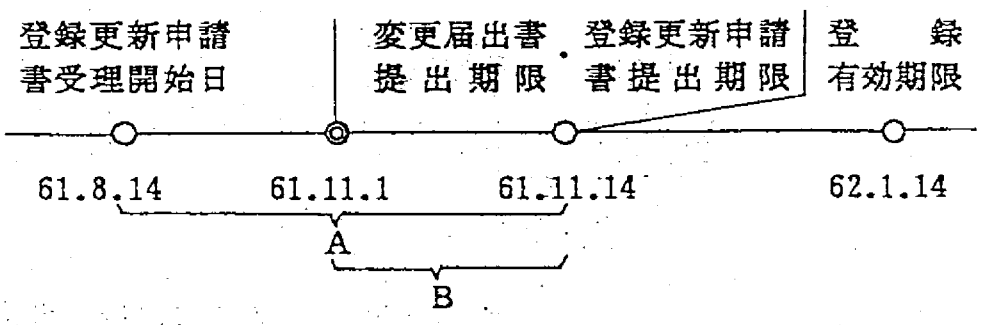

そこで、登録の更新事務の円滑化と適正化を期する観点から「昭和５８年１１月１日から昭和５９年３月３１日までに貸金業の登録を受けた業者に限って、登録更新申請書と同時に昭和６１年１１月１日付の変更届出書を提出することができる」ことになっている。（［例６］参照）

［例６］　例５の業者の場合、Ｃの期間内に登録更新申請書と変更届出書を同時に受け付けることができる。

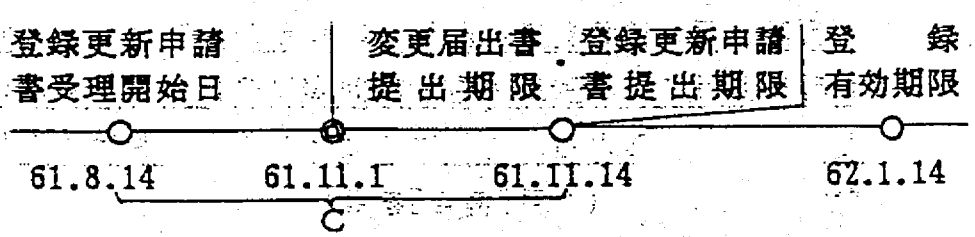

（３） 金利引下げ後の貸付契約の取扱いについて

昭和６１年１１月１日以降の貸付けについては、すべて実質年率５４．７５％以下で行わなければならない。

（４） 金利引下げ前の貸付契約の取扱いについて

イ 昭和６１年１０月３１日以前に、貸付けの利率又は賠償額の率を実質年率５４．７５％超７３．０％以下で契約した金銭の貸付けの契約については、出資法の経過措置期間中（昭和６１年１１月１日から昭和６２年４月３０日まで）において約定金利を受領しても罰則の適用はない（出資法附則第６項参照）。

なお、契約上は当初の金利で権利義務が発生するので、上記のような契約において返済期限が出資法の経過措置期間を超える場合は、経過措置期間終了後は利息を受領することができないため５４．７５％を超過する部分を免除する必要がある（貸付契約締結時にあらかじめその旨を約定しておくことが好ましい。）。

（[例７]-c参照）

しかしながら、上限金利引下げ前の契約に基づく上限金利を超える利息の受領は、上限金利引下げに伴う経過措置期間しか認められないので、この経過措置を甘受することなく、協会員自らの経営努力により可能な限り速やかに、改めて契約を締結し、年率５４．７５％以下に引き下げるよう貴協会傘下会員を指導されたい。

[例７] 貸付契約期間と金利の変更

a 貸付日、返済期限がともに昭和61年10月31日以前の場合

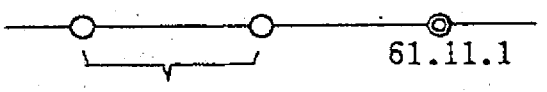

約定金利受領可(73.0%以下)

b 貸付日が昭和61年10月31日以前で、返済期限が昭和61年11月１日から昭和62年４月30日までの間にある場合

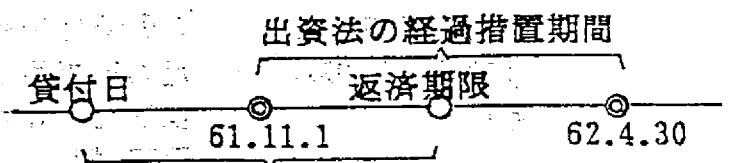

約定金利受領可(73.0%以下)

c　貸付日が昭和61年10月31日以前で、返済期限が昭和62年5月1日以降の場合

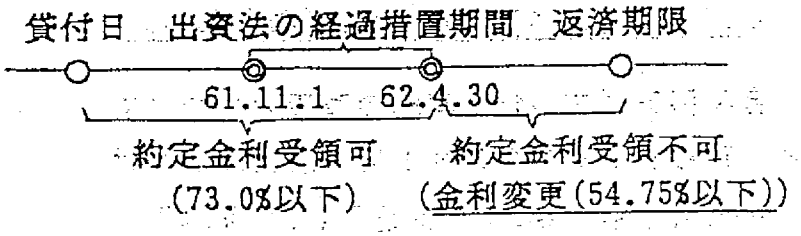

ロ　包括契約の場合は、契約期間中の個々の貸付けにおける金利は当初に締結した包括契約によるので、契約期間中に金利引下げの日（昭和６１年１１月１日）が到来する場合は、契約の相手方に「昭和６１年１１月１日以後の貸付けについては、貸付けの利率又は賠償額の率を実質年率○○％に引き下げて計算する」旨を必ず通知する必要がある。（[例８]-b及びc参照）

ただし、包括契約締結時にあらかじめその旨を約定してあれば、改めて通知する必要はない。

[例８]　包括契約期間と金利の変更

a　包括契約期間の満了日が昭和61年10月31日以前の場合

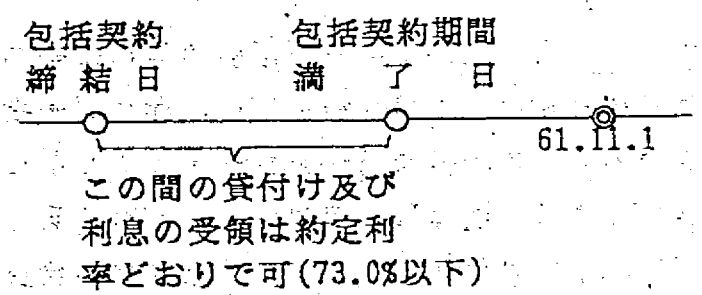

b　包括契約期間の満了日が昭和61年11月１日から昭和62年4月30日までの間にある場合

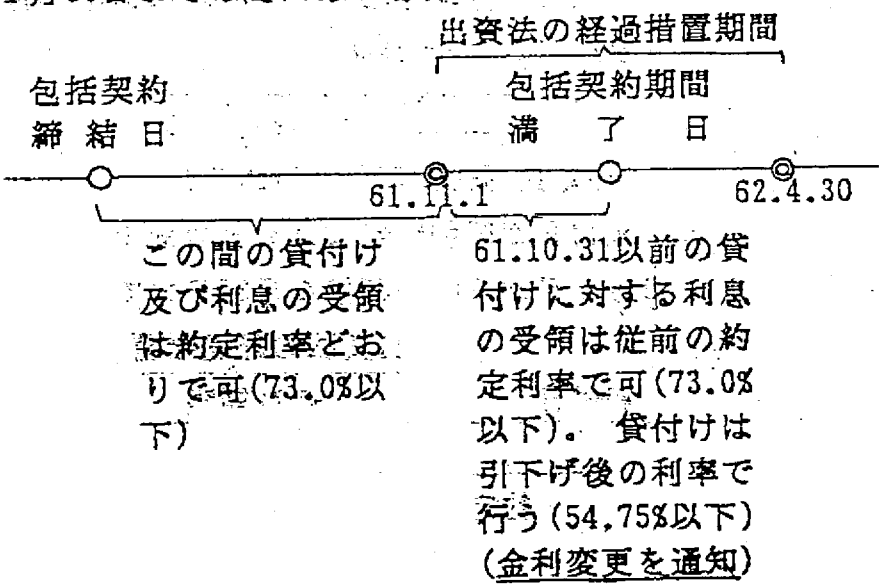

c　包括契約期間の満了日が昭和62年５月１日以後の場合

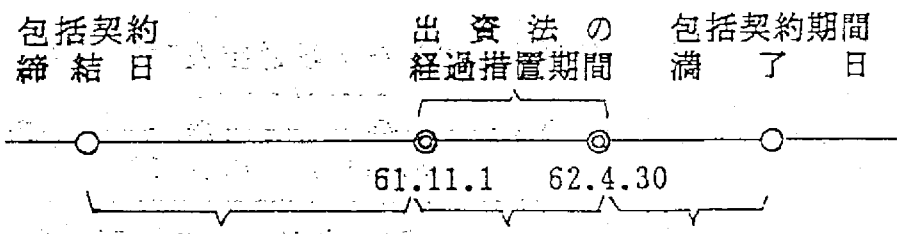

この間の貸付け及び利息の受領は約定利率どおりで可(73.0%以下)

61.10.31以前の貸付けに対する利息の受領は従前の約定利率で可。貸付けは引下げ後の利率で行う(54.75%以下)*

貸付け、利息の受領ともに引下げ後の利率で行う（54.75%以下)*

注＊　これらの通知を同時に行うなどして便宜を図ることも可能。

ハ　利息を天引する方法による金銭の貸付契約の場合の金利変更

昭和６１年１０月３１日以前の利息を天引する方法による金銭の貸付契約において出資法経過措置期間終了後（昭和６２年５月１日以降）発生すべき利息を含めて天引する場合は、昭和６２年５月１日以降に発生すべき利息を、昭和６１年１１月１日から引き下げられる実質年率で計算し、これに基づいた貸付けの契約を行うとともに、その旨を契約締結時に相手方に必ず明示する必要がある。（次頁[例９]参照）

貸付けの利率は、昭和６２年５月１日を境に２通りの実質年率で表示し、約定天引利率としては、これらの実質年率に基づいて計算した貸付期間内の天引利息総額の元本に対する割合を示すものとする。（次頁[例10]参照）

［例９］　天引計算と金利変更

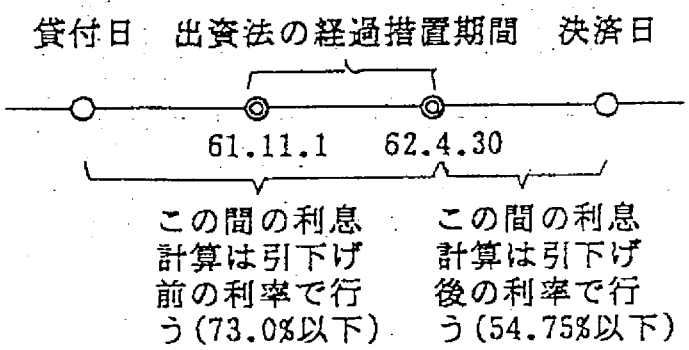

［例10］　利息を天引する方法による金銭の貸付契約の利率表示

実質年率…昭和62年４月30日まで(○○日間)　○○％

昭和62年５月１日以降(○○日間)　○○％

約定天引利率…○○％

以上